

協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則

(昭和五十年二月十九日公正慣習規則第九号)

(内部者取引管理体制の整備)

第二十一条 協会は、内部者取引の未然防止を図るため、役員及び従業員がその業務に関して取得した発行会社に係る未公表の情報の管理、顧客管理及び売買管理等に関する社内規則を制定する等、内部者取引に関する管理体制の整備に努めるものとする。

内部者取引管理規程

第 1 章 総 則

（目 的）

第 1 条 この規則は、内部者取引の未然防止等を図るため、役職員がその業務に関して取得した未公表の情報の管理、顧客管理、売買管理、役職員の服務等について必要な基本的事項を定め、当社の営業活動の適正化に資することを目的とする。

（法人関係情報）

第 2 条 この規則において法人関係情報とは、役職員がその業務に関して取得した未公表の情報のうち、証券取引法（以下「証取法」という。）第 163 条第 1 項に規定する上場会社等（以下「発行会社」という。）及び発行会社の子会社（証取法第 166 条第 5 項に規定する子会社をいう。以下同じ。）の運営、業務、財産に係る別表に定める重要な情報であって、証取法第 163 条第 1 項に規定する特定有価証券等（以下「特定有価証券等」という。）についての投資者の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの及び公開買付け又はこれに準ずる特定有価証券等（普通社債を除く。）の買集めの実施又は中止の決定に係る情報をいう。

（法令諸規則の遵守）

第 3 条 役職員は、証券業の公共性を認識し、証券取引法等証券関係法令及び証券業協会、証券取引所等の定める諸規則並びに社内規則（以下「証券関係法令等」という。）を遵守し、誠実に業務を遂行するものとする。

（発行会社の役職員への助言）

第 4 条 役職員は、日常接触する発行会社の役職員に対し、証券関係法令等の遵守について助言を行うものとする。

第 2 章 法人関係情報の管理

（報 告）

第 5 条 役職員は、その業務に関して法人関係情報を取得したときは、直ちに、部店長に報告しなければならない。

2 部店長は、前項の規定により報告を受けたとき、又はその業務に関して法人関係情報を自ら取得したときは、遅滞なく、当該法人関係情報を本部長・地区長・売買管理部長に報告しなければならない。

3 部店長は、第 1 項の規定により報告を受けたときは、すみやかに当該役職員に対し当該法人関係情報の管理等について必要な指示を与えるものとする。

（発行会社等への公表要請）

第 6 条 当社は、法人関係情報の公開が必要と認めたときは、当該発行会社及び発行会社の子会社に当該法人関係情報の公表等適切な措置を講じるよう要請するものとする。

（情報の管理方法）

第 7 条 部店長は、法人関係情報を記載した書類及び当社が重要な取引（発行会社に係る合併、買収、公開買付け、新株式等の発行又は経営の重要な変更等）に関与している場合の当該取引の関係書類については、各担当部署において、物理的に他の部門から隔離して管理しなければならない。

（投資情報資料の審査）

第 8 条 当社は、投資情報資料を作成し、社内等に配付しようとするときは、作成担当部署において、法人関係情報の有無等について審査するものとする。

2 前項の審査には、売買管理部の担当者を参加させるものとする。

（投資情報資料の同時公開）

第 9 条 当社は、前条に定める投資情報資料については、社内等において同時に公開されるよう努めるものとする。

第 3 章 禁 止 行 為

（法人関係情報を利用した自己売買の禁止）

第 10 条 当社は、法人関係情報を利用して自己売買を行わないものとする。

（ブローカー業務への利用禁止）

第 11 条 役職員は、法人関係情報をブローカー業務に利用してはならない。

（法人関係情報を利用した役職員の自己売買の禁止）

第 12 条 役職員は、法人関係情報を利用して特定有価証券等を自己のために売買してはならない。

（法人関係役職員の自己売買の制限）

第 13 条 法人関係役職員（法人業務、引受業務、売買管理業務を担当する役職員をいう。以下同じ。）は、自己が担当する発行会社の特定有価証券等（普通社債を除く。）について、自己のために売買（株券の累積投資に係る売買であって「会社関係者等の特定有価証券等の取引規制に関する内閣府令（以下「取引規制府令」という。）第 6 条に規定するものを除く。」してはならない。ただし、あらかじめ書面により、部店長を通じて売買管理部長（役員にあっては内部管理統括責任者）の承認を受けた場合は、この限りではない。

2 売買管理部長は、前項ただし書の規定により承認を与える場合には、当該売買取引が第 5 条の規定により報告を受けた法人関係情報を利用して行われるものであるか否かについて審査するものとする。

3 売買管理部は、法人関係役職員が第 1 項ただし書の規定により売買取引を行ったときは、必要に応じ、事後的に法人関係情報の有無を調査するものとする。

4 法人関係役職員は、第 1 項ただし書の規定により買い付けた特定有価証券等については、原則として、当該買付けの日から起算して 1 年以内に売却をしてはならない。

（伝達の禁止）

第 14 条 役職員は、法人関係情報を取得し又は報告を受けた場合は、売買管理部長が認めるときを除き、当該法人関係情報を他人に伝達してはならない。

（売買注意銘柄の勧誘の禁止）

第 15 条 役職員は、売買管理部から法人関係情報等により特定有価証券等の売買に関し注意を受けた銘柄について、顧客に対し、これを材料として勧誘してはならない。

第 4 章 顧 客 管 理

（内部者登録カードの整備）

第 16 条 当社は、特定有価証券等の取引を行っている顧客が次の各号に定める者（以下「発行会社の役員等」という。）に該当するか否かの把握に努めるとともに、当該顧客が発行会社の役

員等に該当するときは、氏名、役職名等当社が定める事項を記載した内部者登録カードを備え付けるものとする。

- ① 発行会社の役員（役員でなくなった後1年以内の者を含む。以下第7号及び第8号において同じ。）
- ② 発行会社の役員の配偶者及び二親等内の血族
- ③ 発行会社の大株主（有価証券報告書又は半期報告書に記載されている大株主をいう。）のうち証取法第2条第3項に規定する適格機関投資家
- ④ 発行会社の大株主のうち商法第293条の6第1項に定める帳簿閲覧権を有する者
- ⑤ 発行会社の関係会社（財務諸表規則第8条に規定する関係会社をいう。）
- ⑥ 発行会社の幹部職員（部長又はこれに類する役職にある者のうち、当社が別に定める者を行い、当該役職でなくなった後1年以内の者を含む。以下第7号及び第8号において同じ。）
- ⑦ 発行会社の親会社（証券取引法施行令第29条の3に規定する親会社をいう。）の役員及び幹部職員
- ⑧ 発行会社の子会社の役員及び幹部職員
- ⑨ その他 ※ 上記以外で各社が定めるもの

- 2 役職員は、特定有価証券等の取引を行っている顧客が発行会社の役員等に該当するか否かの把握に努めるとともに、当該顧客が発行会社の役員等に該当するときは、内部者登録カードに所定の事項を記載しなければならない。
- 3 部店長は、役職員の作成した内部者登録カードの記載事項を確認し、その写しを売買管理部長に送付するものとする。
- 4 部店長は、内部者登録カードへの登録について点検し、売買管理部長に報告するものとする。

（売 買 報 告）

- 第17条 役職員は、発行会社の役員等が当該発行会社の特定有価証券等の売買取引を行ったときは、直ちに、その内容を部店長に報告しなければならない。
- 2 部店長は、発行会社の役員等が当該発行会社の特定有価証券等の売買取引を行ったときは、遅滞なく、その内容及び過去6か月以内における当該特定有価証券等の売買取引の有無について売買管理部長に報告するものとする。
 - 3 部店長は、前項の報告については毎月1回以上点検し、売買管理部長に報告するものとする。

第 5 章 受 託 の 制 限

（受託の一般原則等）

- 第18条 役職員は、顧客からの特定有価証券等の売買注文の受託に際しては、市場における公正な価格形成及び円滑な流通を旨として、当該注文の数量、売買条件及び市場の状況を配慮するものとする。

（法人関係情報にもとづく注文の受託制限）

- 第19条 役職員は、顧客からの特定有価証券等の売買注文について、法人関係情報に基づくものと明らかに認められる場合は、これを受託してはならない。ただし、発行会社からの自己株式の取得に係る当該発行会社の株券の買付注文については、この限りでない。

（発行会社の役員、主要株主の短期売買注文受託の制限）

- 第20条 役職員は、発行会社の役員及び主要株主による当該発行会社の特定有価証券等の売買注文が、買付け後6か月以内の売付注文又は売付け後6か月以内の買付注文であり、利益を得ることが明らかな場合は、原則として当該売付又は買付注文を受託してはならない。

第 6 章 売 買 管 理

（指 示 等）

第 21 条 売買管理部は、法人関係情報に係る銘柄等について必要と認めたときは、銘柄を指定して各担当部署に対し、次の各号に掲げる指示を行うものとする。

- ① 自己売買を原則として禁止すること。
- ② 注目銘柄、参考銘柄等に選定しないこと。
- ③ 必要に応じ顧客から注文理由を聴取すること。

2 売買管理部は、発行会社の自己株式取得の決定事実に係る法人関係情報を取得し又は報告を受けたときは、当該決定事実が公表されるまでの間、当該法人関係情報を自己売買部門等から隔離する等の必要な措置を講じるものとする。

（売 買 管 理）

第 22 条 売買管理部は、次の要領により、発行会社の役員等による当該発行会社の特定有価証券等の売買取引の状況を的確に把握するものとする。

- ① 部店長から内部者登録カードの写しの送付を受け、その記載事項を確認し、管理すること。
 - ② 部店長から発行会社の役員等が当該発行会社の特定有価証券等の売買取引を行った旨の報告を受けたときは、その内容を審査するほか、必要に応じ法人関係情報の有無を調査すること。
 - ③ 役職員から当該発行会社に係る法人関係情報の報告を受けたときは、その特定有価証券等の最近の売買動向について異常の有無を審査するとともに、当該法人関係情報が公表されるまでの間、毎日、売買動向について監視すること。
 - ④ 前号に掲げる発行会社の特定有価証券等の売買取引が急増する等不自然な動きがあった場合において、当社が関与しているときは、直ちに、取扱部店から事情を聴取する等により調査し、不公正な取引が行われないよう当該部店を指導すること。
- 2 当社は、発行会社の役員又は主要株主が当社における当該発行会社の特定有価証券等の 6 か月以内の売買取引により利益を得ている場合には、当該役員又は主要株主に対し、当該発行会社へのその利益の返還を助言するものとする。
- 3 部店長は、顧客の特定有価証券等の売買注文について、数量、価格、信用取引等の取引状況からみて異常であると認める場合は、当該顧客から当該注文の理由等を聴取するものとする。

（店頭取扱有価証券に対する準用）

第 23 条 本規則は、店頭取扱有価証券の取引について準用する。この場合、「発行会社」とあるのは「店頭取扱有価証券の発行会社」と、「特定有価証券等」とあるのは「店頭取扱有価証券」と読み替えるものとする。

付 則

この改正は、平成 16 年 12 月 13 日から施行する。

（注）第 16 条第 1 項に規定する「内部者登録カード」については、顧客カードに所定の事項を記載して、これに代えることができる。

別 表

上場会社等及び子会社の運営、業務、財産に係る重要な情報

I. 上場会社等に係る重要情報

1. 決定事実

- (1) 新株等の発行
- (2) 資本の減少
- (3) 資本準備金及び利益準備金の減少
- (4) 自己株式の取得
- (5) 自己株式の処分
- (6) 株式の分割
- (7) 配当の増減
- (8) 株式交換
- (9) 株式移転
- (10) 合併
- (11) 会社の分割
- (12) 営業又は事業の全部又は一部の譲渡又は譲受
- (13) 解散
- (14) 新製品又は新技術の企業化
- (15) 業務上の提携又は解消
- (16) 子会社の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得
- (17) 固定資産の譲渡又は取得
- (18) 営業又は事業の全部又は一部の休廃止
- (19) 上場廃止の申請
- (20) 破産等の申立て
- (21) 新事業の開始
- (22) 防戦買いの要請
- (23) 預金保険法第74条第5項の規定による申出

2. 発生事実

- (1) 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害
- (2) 主要株主の異動
- (3) 特定有価証券又は特定有価証券に係るオプションの上場の廃止又は登録の取消しの原因となる事実
- (4) 財産権上の請求に係る訴え、当該訴訟の完結
- (5) 仮処分の申立、当該仮処分の決定等
- (6) 営業又は事業の停止等行政庁による法令に基づく処分
- (7) 親会社の異動
- (8) 債権者その他の当該上場会社等以外の者による破産の申立て等
- (9) 手形若しくは小切手の不渡り又は手形交換所による取引停止処分
- (10) 親会社に係る破産の申立て等
- (11) 債務者又は保証債務の主たる債務者に係る不渡り等の発生
- (12) 主要取引先との取引停止
- (13) 債務の免除、債務の引受、第三者弁済
- (14) 資源の発見

3. 決算情報

- (1) 当該上場会社等の売上高、経常利益若しくは純利益又は配当若しくは分配、その他の業績又は業績予想値の大幅な変更・修正
- (2) 当該上場会社等が属する企業集団の売上高、経常利益若しくは純利益、その他の業績又は業績予想値の大幅な変更・修正

4. その他前各項に掲げる事実に対応するもの

II. 上場会社等の子会社に係る重要情報

1. 決定事実

- (1) 株式交換
- (2) 株式移転
- (3) 合併
- (4) 会社の分割
- (5) 営業又は事業の全部又は一部の譲渡又は譲受
- (6) 解散
- (7) 新製品又は新技術の企業化
- (8) 業務上の提携又は解消
- (9) 孫会社（取引規制府令第4条の3に規定する孫会社をいう。以下同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得
- (10) 固定資産の譲渡又は取得
- (11) 営業又は事業の全部又は一部の休廃止
- (12) 破産等の申立て
- (13) 新事業の開始
- (14) 預金保険法第74条第5項の規定による申出
- (15) 利益の配当又は営業年度中の金銭の分配（子会社連動株式を発行する場合における配当を連動させることとした連動子会社に係るものに限る。）

2. 発生事実

- (1) 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害
- (2) 財産権上の請求に係る訴え、当該訴訟の完結
- (3) 仮処分の申立て、当該仮処分の決定等
- (4) 営業又は事業の停止等行政庁による法令に基づく処分
- (5) 債権者その他の当該子会社以外の者による破産の申立て等
- (6) 手形若しくは小切手の不渡り又は手形交換所による取引停止処分
- (7) 孫会社に係る破産の申立て等
- (8) 債務者又は保証債務の主たる債務者に係る不渡り等の発生
- (9) 主要取引先との取引停止
- (10) 債務の免除、債務の引受、第三者弁済
- (11) 資源の発見

3. 決算情報（当該子会社が上場会社等及び連動子会社に該当する場合に限る。）

売上高、経常利益又は純利益、その他の業績又は業績予想値の大幅な変更・修正

4. その他前各項に掲げる事実に対応するもの